

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2023 年 5 月 29 日

西宮市長 様

提出者

住 所

三重県松阪市中央町306番地の1

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

株式会社 北村組

取締役社長 北村 浩文

電話番号

0598-51-3800

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づく令和4(2022)年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	株式会社 北村組 西宮回生病院増築工事 作業所
事 業 場 の 所 在 地	兵庫県西宮市大浜町1-4
事 業 の 種 類	D06 総合工事業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和4(2022)年4月1日 ~ 令和5(2023)年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	944 t	全 处 理 委 託 量	944 t
自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	444 t
自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	932 t
自ら中間処理により減量 す る 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	認 定 热 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	0 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	認 定 热 回 収 業 者 以 外 の 热 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	0 t
※事務処理欄			

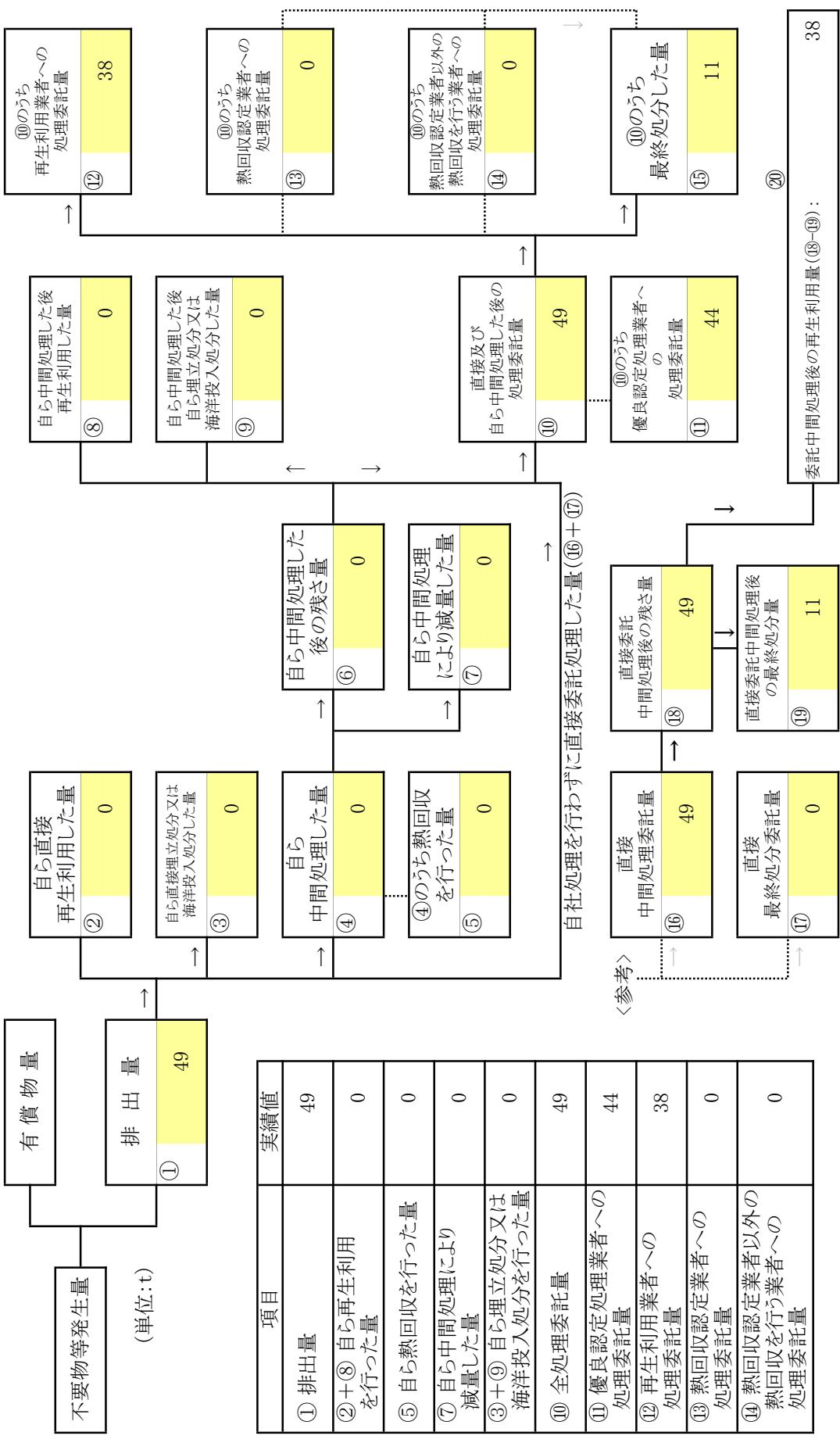
(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

地域二
株式会社北村組
事業者コード：

(事業者コード(99)で始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)



計画の実施状況

がれき類の種類：産業廃棄物

1

事業者コード： 株式会社 北村組

事業者コード：地域コード：北村組

(事業者コード(99)で始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名を記入ください。)

100

有賞物量	44.11 吨
不要物等発生量	0

不要物等発生量

单位:t)

单位:t)

項目 繳續值

① 排出量

②+⑧ 自己再生利用

を行つた量

⑤ 自ら熱回収を行つた量

⑦ 自ら中間処理により

減重した

海洋投入処分を行つた量

18

⑪ 優自認定物理学者の

處理委託量

◎ 再生利用系目

⑬ 熟回収認定業者への

卷之二

熟回収を行う業者

童訖委處

委託中間処理後の再生利用率(18-19): 149

1

(第2面)

計画の実施状況

産業廃棄物の種類：紙くず

()

事業者コード： 株式会社 北村組

事業者コード： 株式会社 北村組 地域コード：

(事業者コード(99)で始まる全10桁コード)が不明の

(事業者コード(99)で始まる全10桁ヨコ二丁目記入ください。)

量物償有

② 0

不要物等発生量

单位:t)

单位:t)

自ら直接処分又は
海洋投入処分した量

實績值

項目

自ら
中間処理した量
④ 0

②+⑧ 自ら再生利用

④のうち熟回収を行った量
0

⑤ 自ら熱回収を行つた
⑥ 自ら中間処理により
⑦ 減量した量
⑧ + ⑨ 自ら埋立処分

海洋授人处分を行つ

自社の理を用ひざりに直接委託の理)を量(16十17)

⑩ 全處理委託量

6
⑧

- ① 处理委託量
- ② 再生利用業者への
処理委託量
- ③ 烈回収認定業者へ

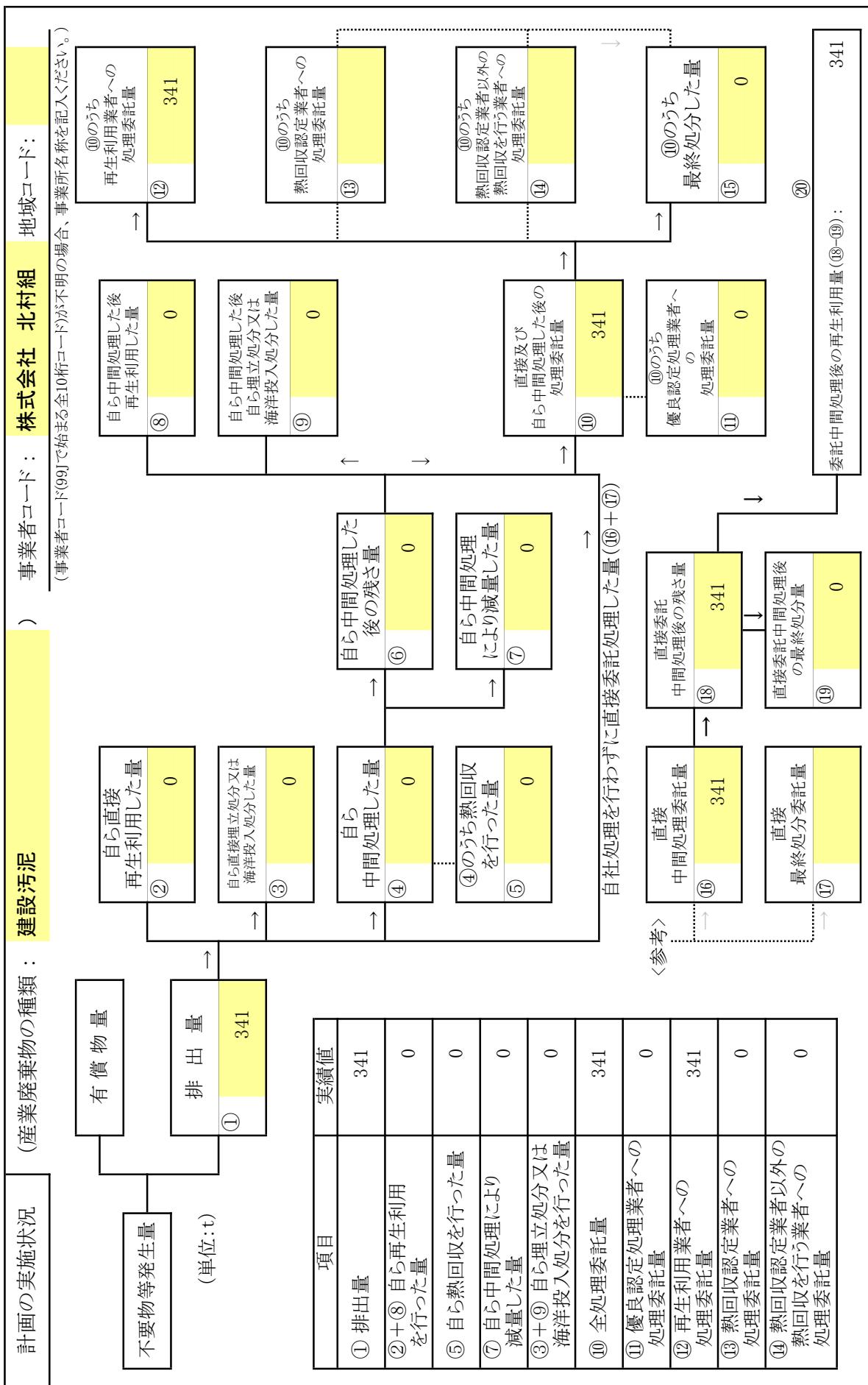
直接委託中間処理後 の最終処分量	(19) 0
---------------------	--------

⑭ 熱回収認定業者へ
熱回収を行ふ業者へ
処理委託量

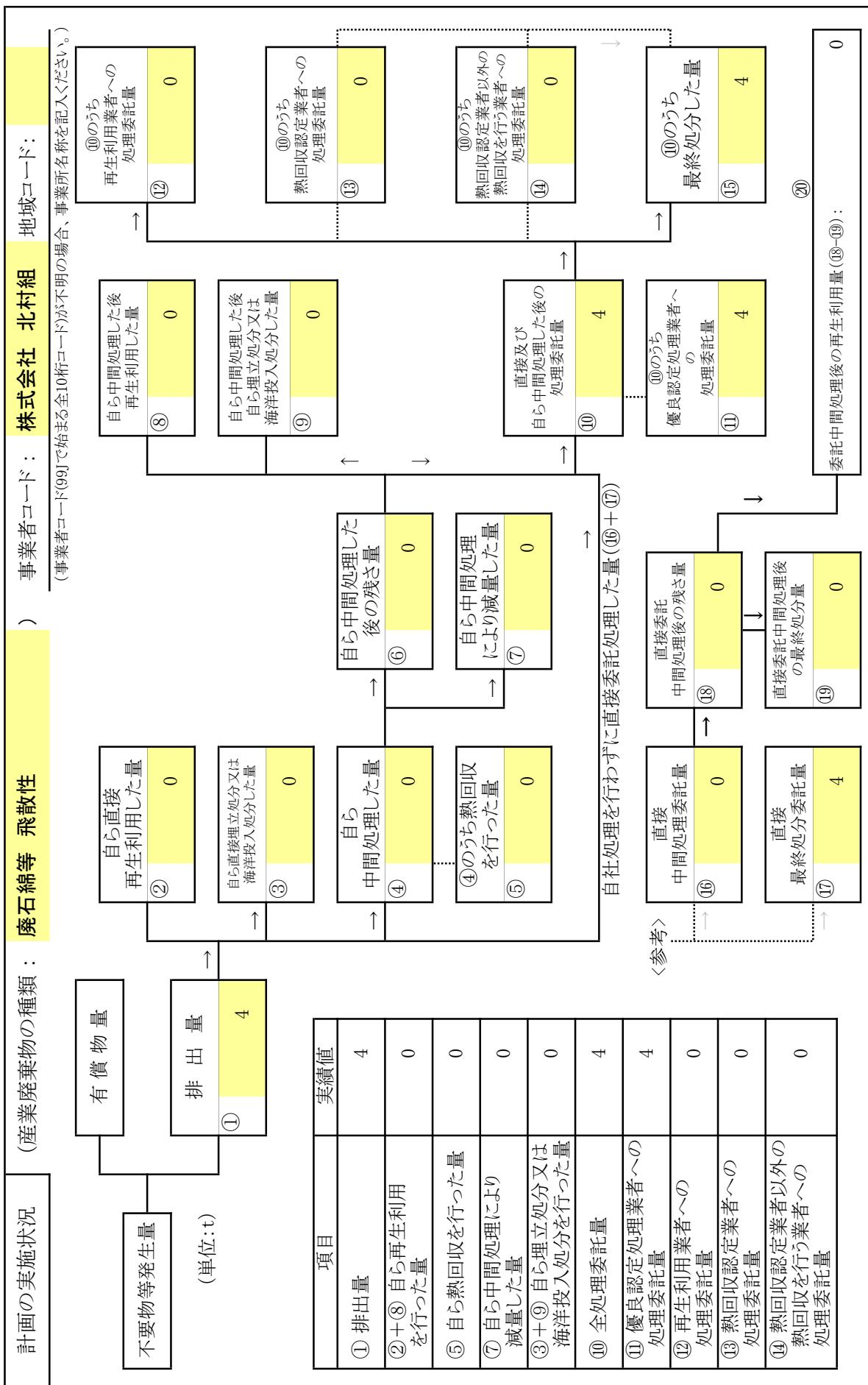
委託中間処理後の再生利用量(⑯-⑰)： 6

(第2面)

(第2面)



(第2面)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときには、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。